

# 第1章

## 計画の概要

---

# 第1章 計画の概要



## 第1節 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生み育てることに対する意識等の変化をもたらしています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）を制定し、次世代育成に向けた取組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度。以下「新制度」という。）の構築について検討が始まりました。

新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。新制度は平成27年度から開始されることから、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）を含む「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。

### 【子ども・子育て関連3法】

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

本市においては、平成17年3月に「池田市次世代育成支援行動計画（新・いけだ子ども未来夢プラン／前期計画：平成17年度から21年度）を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（平成22年度から26年度）を策定し、子どもを生み育てることに喜びを感じ、また、地域の輪の中で、子どもが健やかに生まれ、夢と希望をもってのびのびと育まれるまちをめざし、家庭と地域、企業や行政が一体となった取組みを進めてきました。

今後、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決するため、新制度に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを計画的に推進するため、支援法に定める子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定が義務付けられています。

また、平成26年4月には、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立しました。これにより次世代法が10年間延長され、次世代法に基づく「行動計画」は、「事業計画」と一体のものとして策定することが可能とされました。

本市においては、平成26年度までの次世代育成支援に関する取組みの評価・課題を踏まえ、平成26年度の重点項目を主要施策とした行動計画を含む「池田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業と一体的に推進するものです。

## 第2節 子ども・子育て新制度の概要

### 1. 新制度のポイント

新制度は、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

新制度のポイントは、次のとおりです。

#### ■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及のため、認可・指導・監督の一本化など制度の改善が図られます。具体的には、認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の認定こども園について見直しを行い、これまで複雑であった設置の手続きを簡素化するほか、行政からの指導・監督や財政措置が一本化されます。

##### 【認定こども園】

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認定を受けた施設

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

#### ■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

市町村は、地域のニーズを踏まえ「事業計画」を定め、認定こども園や保育所、新設される地域型保育事業を組み合わせる計画的に整備していきます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度を統一するとともに、地域型保育事業の給付制度の創設など、教育・保育に対する財政措置の充実を図ります。

##### 【地域型保育事業（市町村による認可事業）】

3歳未満の少人数の子どもを保育する、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4事業

## ■ 地域の子ども・子育て支援の充実

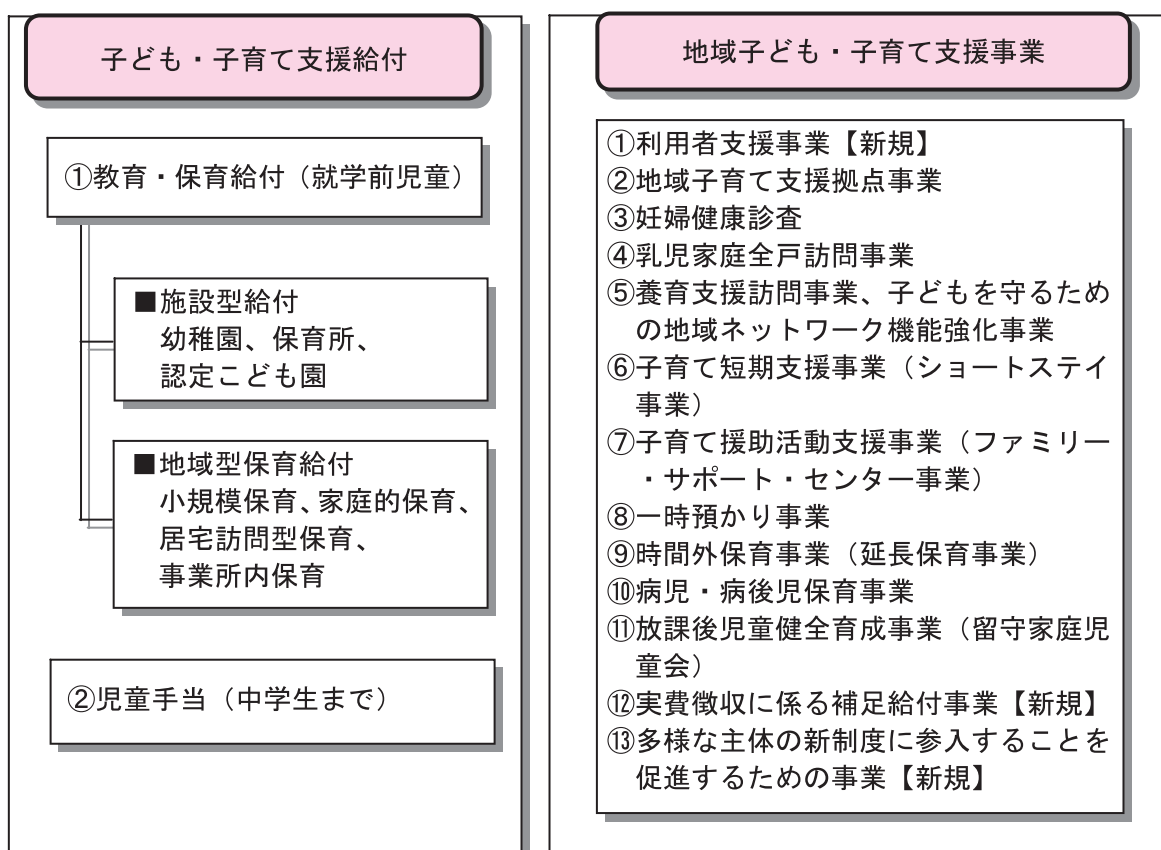
地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、「利用者支援事業」など新たな事業の創設や「放課後児童健全育成事業」「一時預かり事業」など、すでにある事業の充実を図ります。

## 2. 新制度における給付・事業の全体像

新制度では、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されます。

また、「地域子ども・子育て支援事業」として13事業を実施し、すべての子育て家庭への支援を充実します。

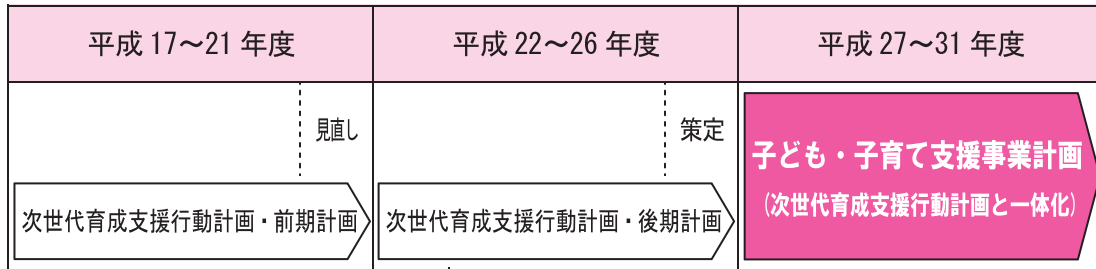
新制度における給付・事業の全体像は次のとおりです。



### 第3節 計画の性格と位置づけ

本計画は、支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代法第8条の規定に基づく市町村行動計画（次世代育成支援行動計画・任意策定）と一体的に策定します。

【行動計画から事業計画への流れ】



**【子ども・子育て支援法から抜粋】**  
 （市町村子ども・子育て支援事業計画）  
 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 第4節 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間をⅠ期として推進します。

なお、計画は5年を一期とされていることから、平成31年度中に第Ⅰ期計画の見直しを行い、平成32年度を始期とする第Ⅱ期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

